

令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和6年11月

名古屋国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定にA Iを活用するなど、効率的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額の総額は過去最高を記録
 - ・ 「実地調査」の1件当たりの申告漏れ所得金額は増加
 - ・ 「簡易な接触」の申告漏れ所得金額及び追徴税額の総額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、9万2千件（前事務年度 10 万件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は3万9千件（同4万2千件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、6千6百件（同7千3百件）。うち、特別調査・一般調査が4千2百件（同4千4百件）、着眼調査が2千4百件（同2千8百件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、8万5千件（同9万3千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、1,222 億円（同 1,141 億円）と、過去最高となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、656 億円（同 718 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは589 億円（同 650 億円）、着眼調査によるものは67 億円（同 68 億円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、565 億円（同 424 億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、151 億円（同 159 億円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、116 億円（同 127 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは110 億円（同 121 億円）、着眼調査によるものは7 億円（同 6 億円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、175 万円（同 175 万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、35 億円（同 33 億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	4,425		2,845		7,270		92,844		100,114	
		4,206	95.1%	2,437	85.7%	6,643	91.4%	85,161	91.7%	91,804	91.7%
申告漏れ等の 非違件数	件	3,956		1,957		5,913		36,147		42,060	
		3,864	97.7%	1,698	86.8%	5,562	94.1%	33,311	92.2%	38,873	92.4%
申告漏れ 所得金額	百万円	65,003		6,763		71,765		42,364		114,129	
		58,879	90.6%	6,744	99.7%	65,623	91.4%	56,547	133.5%	122,170	107.0%
追徴 税額	本税 百万円	9,920		539		10,458		3,211		13,669	
		9,111	91.8%	587	108.9%	9,698	92.7%	3,378	105.2%	13,076	95.7%
	加算税 百万円	2,157		78		2,235		40		2,276	
		1,856	86.0%	93	119.2%	1,949	87.2%	72	180.0%	2,022	88.8%
	計 百万円	12,077		617		12,694		3,251		15,945	
		10,967	90.8%	680	110.2%	11,647	91.8%	3,451	106.2%	15,098	94.7%
一件 当たり	申告漏れ 所得金額 万円	1,469		238		987		46		114	
		1,400	95.3%	277	116.4%	988	100.1%	66	143.5%	133	116.7%
	本税 万円	224		19		144		3		14	
		217	96.9%	24	126.3%	146	101.4%	4	133.3%	14	100.0%
	加算税 万円	49		3		31		0.04		2	
		44	89.8%	4	133.3%	29	93.5%	0.08	200.0%	2	100.0%
	計 万円	273		22		175		4		16	
		261	95.6%	28	127.3%	175	100.0%	4	100.0%	16	100.0%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1千2百件(前事務年度1千6百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千件(同1千2百件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、98億円(同190億円)となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	令和4事務年度	令和5事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 1,576	件 1,209	% 76.7
土地建物等	1,301	832	64.0
株式等	275	377	137.1
② 申告漏れ等の 非違件数	件 1,169	件 955	% 81.7
土地建物等	908	623	68.6
株式等	261	332	127.2
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 74.2	% 79.0	ポイント 4.8
土地建物等	69.8	74.9	5.1
株式等	94.9	88.1	▲ 6.8
④ 申告漏れ所得金額	百万円 18,956	百万円 9,811	% 51.8
土地建物等	16,547	6,859	41.5
株式等	2,410	2,952	122.5
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 1,203	万円 812	% 67.5
土地建物等	1,272	824	64.8
株式等	876	783	89.4

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 消費税の調査等合計の追徴税額の総額は直近 10 年間で 2 番目を記録
 - ・ 「実地調査」（着眼調査）の追徴税額の総額及び 1 件当たりの追徴税額は増加
 - ・ 「簡易な接触」の件数、非違件数、追徴税額の総額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、1 万 9 千件（前事務年度 1 万 3 千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は 1 万 1 千件（同 7 千 9 百件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、3 千 8 百件（同 4 千件）。うち、特別調査・一般調査が 2 千 4 百件（同 2 千 5 百件）、着眼調査が 1 千 4 百件（同 1 千 5 百件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、1 万 5 千件（同 9 千件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、45 億円（同 46 億円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、36 億円（同 40 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは 34 億円（同 38 億円）、着眼調査によるものは 2 億円（同 2 億円）となっています。実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、97 万円（同 100 万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、8 億円（同 5 億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	件	2,495		1,535		4,030		8,976		13,006	
		2,391	95.8%	1,386	90.3%	3,777	93.7%	14,814	165.0%	18,591	142.9%
申告漏れ等の 非違件数	件	2,162		1,073		3,235		4,622		7,857	
		2,102	97.2%	879	81.9%	2,981	92.1%	7,811	169.0%	10,792	137.4%
追徴税額	本税	3,128		184		3,312		512		3,824	
		2,748	87.9%	204	110.9%	2,952	89.1%	788	153.9%	3,741	97.8%
	加算税	686		46		731		25		756	
		654	95.3%	41	89.1%	695	95.1%	31	124.0%	726	96.0%
	計	3,813		230		4,043		536		4,580	
		3,402	89.2%	246	107.0%	3,647	90.2%	819	152.8%	4,467	97.5%
一件当たり	本税	125		12		82		6		29	
		115	92.0%	15	125.0%	78	95.1%	5	83.3%	20	69.0%
	加算税	27		3		18		0.3		6	
		27	100.0%	3	100.0%	18	100.0%	0.2	66.7%	4	66.7%
	計	153		15		100		6		35	
		142	92.8%	18	120.0%	97	97.0%	6	100.0%	24	68.6%

- (注) 1 令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2.1 倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、555 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 261 万円に比べ、2.1 倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は 746 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 261 万円に比べ、2.9 倍となっています。

- 令和 5 事務年度においては、439 件（前事務年度 452 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、1,949 万円（同 2,098 万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,400 万円（同 1,469 万円）に比べ、1.4 倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、86 億円（同 95 億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は 24 億円（同 20 億円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4 事務年度	5 事務年度		
調査件数	452	439	97.1%	4,206
申告漏れ等の非違件数	385	383	99.5%	3,864
申告漏れ所得金額	95	86	90.5%	589
追徴税額	20	24	120.0%	110
1 件当たり 申告漏れ 所得金額	2,098	1,949	92.9%	1,400
1 件当たり 追徴税額	444	555	125.0%	261

○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	5 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4 事務年度	5 事務年度		
調査件数	65	82	126.2%	4,206
申告漏れ等の非違件数	53	74	139.6%	3,864
申告漏れ所得金額	8	19	237.5%	589
追徴税額	2	6	300.0%	110
1 件当たり 申告漏れ 所得金額	1,195	2,321	194.2%	1,400
1 件当たり 追徴税額	336	746	222.0%	261

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1.9 倍～

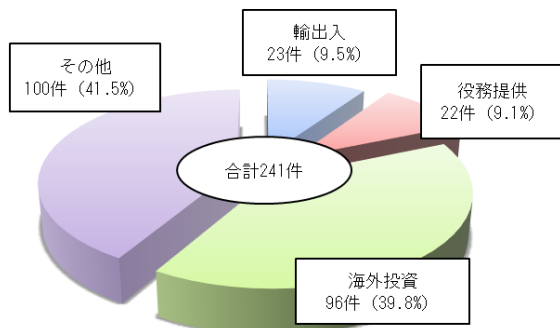
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、500万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の261万円に比べ、1.9倍となっています。

- 令和5事務年度においては、241件（前事務年度271件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は44億円（同70億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は12億円（同21億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		4事務年度	5事務年度		
調査件数		271	241	88.9%	4,206
申告漏れ等の非違件数		237	212	89.5%	3,864
申告漏れ所得金額		70	44	62.9%	589
追徴税額		21	12	57.1%	110
一件当たり	申告漏れ所得金額	2,595	1,831	70.6%	1,400
	追徴税額	757	500	66.1%	261

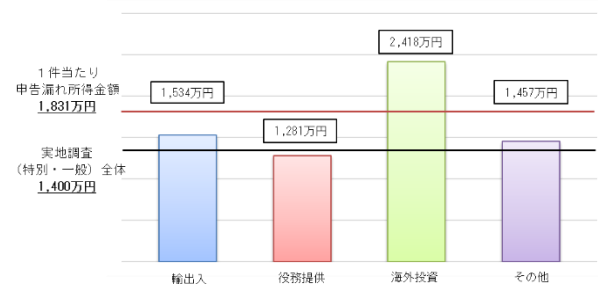
○ 取引区分別の調査の状況



(注) () 内の数値は構成比

- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の4.7倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,227万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の261万円比べ、4.7倍となっています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、94件（前事務年度129件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,950万円（同2,379万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は18億円（同31億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は433万円（同693万円）となっています。また、追徴税額の総額は4億円（同9億円）に上ります。

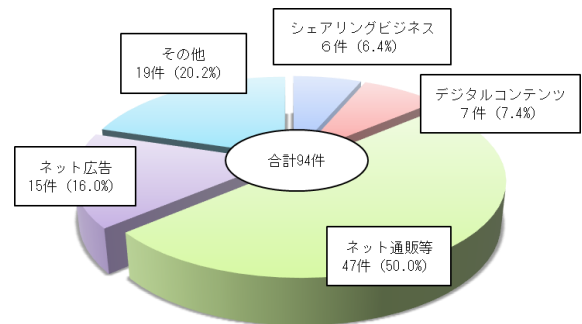
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、58件（前事務年度81件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,302万円（同4,120万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は19億円（同33億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は7億円（同14億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4事務年度	5事務年度			
調査件数	129	94	72.9%	4,206	
申告漏れ等の非違件数	115	90	78.3%	3,864	
申告漏れ所得金額	31	18	58.1%	589	
追徴税額	9	4	44.4%	110	
一件当たり	申告漏れ所得金額	2,379	1,950	82.0%	1,400
	追徴税額	693	433	62.5%	261

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップ SHIPPING など
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4事務年度	5事務年度			
調査件数	81	58	71.6%	4,206	
申告漏れ等の非違件数	77	51	66.2%	3,864	
申告漏れ所得金額	33	19	57.6%	589	
追徴税額	14	7	50.0%	110	
一件当たり	申告漏れ所得金額	4,120	3,302	80.1%	1,400
	追徴税額	1,767	1,227	69.4%	261

4 無申告者に対する調査状況

～所得税及び消費税の1件当たり追徴税額は直近10年間で2番目を記録～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 所得税無申告者への調査の1件当たりの追徴税額は307万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の261万円に比べ、1.2倍となっています。
- 消費税無申告者への調査の1件当たりの追徴税額は224万円と、消費税の実地調査（特別・一般）全体の142万円に比べ、1.6倍となっています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、782件（前事務年度891件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,237万円（同2,446万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,400万円（同1,469万円）に比べ、1.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は175億円（同218億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は307万円（同346万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の261万円（同273万円）に比べ1.2倍となっています。また、追徴税額の総額は24億円（同31億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、878件（同1,014件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は224万円（同229万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の142万円（同153万円）に比べ、1.6倍となっています。また、追徴税額の総額は20億円（同23億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4事務年度	5事務年度	対前年比		
調査件数 ^件	891	782	87.8%	4,206	
申告漏れ所得金額 ^{億円}	218	175	80.3%	589	
追徴税額 ^{億円}	31	24	77.4%	110	
1件当たり	申告漏れ所得金額 ^{万円}	2,446	2,237	91.5%	1,400
	追徴税額 ^{万円}	346	307	88.7%	261

<消費税>

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数 ^件	1,014	878	86.6%	2,391
追徴税額 ^{億円}	23	20	87.0%	34
1件当たり追徴税額 ^{万円}	229	224	97.8%	142

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

<消費税の還付申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、92件（前事務年度149件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は270万円（同113万円）となっています。また、追徴税額の総額は2億円（同2億円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等	4事務年度	5事務年度	対前年比
調査件数	件	149	92	61.7%
非違件数	件	94	72	76.6%
追徴税額	億円	2	2	100.0%
1件当たり追徴税額	万円	113	270	238.9%

- (注) 1 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査行った計数である。
- 2 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った計数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

<所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和5事務年度においては、26件（前事務年度27件）課税処理しました。
- 1件当たりの追徴税額は65万円（同101万円）となっています。
また、追徴税額の総額は0.2億円（同0.3億円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等	4事務年度	5事務年度	対前年比
調査件数	件	27	26	96.3%
追徴税額	億円	0.3	0.2	66.7%
1件当たり追徴税額	万円	101	65	64.4%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの申告漏れ所得金額	1件当たりの追徴税額(含加算税)	前年の順位
		万円	万円	
1	ブ リ ー ダ ー	2,647	592	3
2	小売業・その他の愛がん動物	2,327	413	2
3	ス ナ ッ ク	2,174	466	—
4	焼 肉	2,092	208	—
5	米 作 農 業	1,794	484	—
6	土 木 工 事	1,661	291	—
7	解 体 工 事	1,658	340	—
8	キ ャ バ ク ラ	1,656	389	—
9	屋 根 工 事	1,650	454	—
10	機 械 器 具、部 品 修 理	1,520	254	—

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

(単位:万円)

順位	26事務年度		27事務年度		28事務年度		29事務年度		30事務年度	
	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額
1	キャバレー	1,820	キャバレー	1,926	キャバレー	1,613	不動産代理仲介	4,626	貨物軽車両運送	1,595
2	パ	1,323	ダンプ運送	1,086	防水工事	1,147	キャバクラ	3,533	土木工事	1,036
3	冷暖房設備工事	1,247	特定貨物自動車運送	1,040	小売業・自動車	1,067	商品販売外交員	1,463	特定貨物自動車運送	1,033
4	人材派遣業	1,096	防水工事	1,028	人材派遣業	1,059	人材派遣業	1,461	とび工事	967
5	ダンプ運送	1,039	冷暖房設備工事	942	製図設計士	1,004	機械器具・部品修理	1,195	機械部品受託加工	938
6	小売業・自動車	963	人材派遣業	887	特定貨物自動車運送	918	パ	1,142	一般海面漁業	933
7	特定貨物自動車運送	915	焼肉	872	建設、設備工事労働者	826	理髪	1,029	建設、設備工事労働者	927
8	一般貨物自動車運送	866	解体工事	850	小売業・コンビニエンスストア	817	スナック	1,023	人材派遣業	905
9	スタンドバー	844	パ	837	学習塾経営	814	焼肉	986	防水工事	888
10	司法書士、行政書士	832	塗装工事	820	一般貨物自動車運送	767	すし	956	外構工事	872

順位	元事務年度		2事務年度		3事務年度		4事務年度		5事務年度	
	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額
1	卸売業・くず金、くず鉄	1,635	機械器具・部品修理	3,214	商工業デザイナー	2,497	貨物軽車両運送	2,146	ブリーダー	2,647
2	宅配	1,556	内科医	2,896	機械部品受託加工	1,955	小売業・その他の愛がん動物	2,034	小売業・その他の愛がん動物	2,327
3	人材派遣業	1,546	不動産代理仲介	2,549	冷暖房設備工事	1,937	ブリーダー	1,951	スナック	2,174
4	貨物軽車両運送	1,514	プログラマー	2,323	製図設計士	1,921	よう接	1,932	焼肉	2,092
5	ダンプ運送	1,502	冷暖房設備工事	2,312	生命保険外交員	1,730	冷暖房設備工事	1,679	米作農業	1,794
6	冷暖房設備工事	1,462	社会保険労務士	2,243	よう接	1,701	一般貨物自動車運送	1,599	土木工事	1,661
7	機械部品受託加工	1,428	機械部品受託加工	2,080	機械器具・部品修理	1,558	特定貨物自動車運送	1,596	解体工事	1,658
8	型枠工事	1,390	一般貨物自動車運送	1,812	特定貨物自動車運送	1,534	生命保険外交員	1,579	キャバクラ	1,656
9	一般貨物自動車運送	1,383	ガラス工事	1,801	宅配	1,525	ダンプ運送	1,572	屋根工事	1,650
10	機械器具・部品修理	1,379	特定貨物自動車運送	1,747	型枠工事	1,523	建設、設備工事労働者	1,550	機械器具・部品修理	1,520

(注) 令和4事務年度3位の「ブリーダー」は、「小売業・犬」と表記していたが、業態に合わせて表記名を変更した。